

「第三五〇回議會」平成二十六年十二月八日 本會議一般質問

【質問要旨】

・復旧・復興事業の課題と検証について ・道州制への取り組みについて

(一般質問) 畠山和純

昨夜から今朝にかけて今度は四国などに大雪による災害の報道がありました。富山、福井県では四名の方の死亡も伝えられております。被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、先日の一般質問で寺澤議員からもありましたが、今年度の第六十九回国民体育大会は、東日本大震災復興支援大会として長崎県で開催されました。去る十月十二日の開会式に選手団と一緒に参加しました。入場行進が始まり、天皇后陛下御臨席のメインスタンドを通過すると、突然スタンドから大歓声が上がりました。何事が起きたのかと観客席を見ると、大勢の子供たちが、岩手頑張れ、宮城頑張れ、福島頑張れと、力いっぱい大声援を送ってくれました。その声に押されるように、スタンドいっぱいには大拍手が鳴り響いたのです。私たちもありがとうと声を張り上げ、力いっぱい宮城の小旗を振って声援にこたえました。こんなふうに全国の皆さんに御心配していただき、こんなふうに一生懸命応援してくれているんだと、身が震えるほど感動しました。私たちが一生懸命努力をして一日も早く復興を実現し笑顔で元気に暮らすことが、全国から寄せられた応援にこたえることだと、改めて実感をしてまいりました。復興の加速化が図られるよう、更に復興事業の推進を図ってまいりますと、思いを新たにしました入場行進であります。

唐突に総選挙が始まりました。全国で千名を超す候補予定者に対する共同通信のアンケートが十二月一日の新聞に掲載されました。率先して取り組みたいことの一歩は景気対策八四％、震災対策は一三％で、質問十六項目のうち七番目ということであります。二年前の総選挙には、震災からの復興が最優先と各候補が口をそろえて訴えていたことを思い出すと、そのさま変わりに驚きます。アンケートは、全国的には、復旧・復興事業への関心が薄まり、既に風化していることをあらわしていると感じました。知事はどう思いますか。

十一月十五日、気仙沼市大島では、市民待望の大島架橋事業で橋本体の着工式が行われました。愛称は鶴亀大橋、これは、本土側の架橋地点が鶴ヶ浦、大島側が亀山という地名に由来します。おめでたい愛称で、この橋を

渡ると長寿になるという新たな伝説の始まりが予感されます。沿岸では、久しぶりのアワビの開口もありました。確かに復興は着々と力強く進んでおります。しかし、土地区画事業など、まちづくりや住まいの確保にはまだまだ時間がかかります。産業の再生も十分ではありません。継続した十分な財源の確保が必要なことは論をまちません。

平成二十三年に制定された東日本大震災復興基本法に基づく基本計画の中では、復興期間は十年間と定め、復興需要が高まる当初の五年間を集中復興期間と位置づける一方、一定期間経過後に、事業の進捗等を踏まえ、復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策のあり方も定めることとするとなっております。それに基づき、平成二十六年で終了する多くの復興事業があります。継続は未定であります。大震災対策調査特別委員会での調査では、終了できていない事業を多く抱える被災市町は、国に対して集中復興期間の延長を強く求めております。県の国に対する最重要要望事項も財源確保であります。議会特別委員会としても、政府に対しての要望を行ってまいりました。しかし、いまだ具体的な取り組み方針が示されないうまま、選挙戦に突入してしまいました。来年の予算編成期に当たり、財源の確保の見通しの立たない状況は、市町村のみならず、関係する民間団体は、先の見通しが立たず、大変困惑しております。このままでは、また復興事業がおくれてしまい、加速化に水を差すこととなります。期間はおおむね三から五年とし、集中復興期間の延長、原則としてこれまでの事業を継続することを、県、市町、議会一体となって強く国に求めるべきと考えます。集中復興期間に対する知事の現状への認識と今後の取り組みについて伺います。

国は、離職を余儀なくされた非正規雇用者、中高齢者の失業者に対して、次の雇用までの対策として、短期の雇用、就業機会の創出を目的とする緊急雇用創出事業臨時交付金制度を定めました。県はこの交付金を財源とする多くの緊急雇用創出事業を始めました。事業種類によって違いますが、終期はおおむね二十六年度となっております。その一環として、私立学校等教育現場正常化促進事業を行ってまいりました。平成二十三年から平成二十五年まで、二十五学校法人に委託して延べ百五十三人を雇用してきました。この件に関して、県は、去る十一月十三日、この事業を実施している学校法人に対して、何の前触れもなく私立学校等教育現場正常化促進事業についてという通知書を交付しました。内容は、「このことについては平成二十三年度から緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源に実施してまいりましたが、事業の見直しに伴い、私立学校等教育現場正常化促進事業は、平成二十六年度をもって終了することになりましたので御承知願います。」というものであります。

既に目的を達成した事業のため終了するのか。学校法人に対して事業の内容、必要性など、聞き取りは一切なかったというが、何を終了の判断の基準としたのか。県が事業の打ち切りを決定しているが、国とはどういった調整があったのか。事業主、学校法人とも継続を希望している場合、職を失う人への対応はどう考えるのか。そもそも国へ延長あるいは継続の要望を出しながら県が事業の終了を通知するのは、早計ではないのか。同様の事例はあるのか、伺います。

手数料等の減免措置も、継続されているものほとんどが二十七年三月末で終了となっています。この取り扱いはについてもお答えください。

震災直後から沿岸漁業の再生にまず必要な漁船取得対策が行われてまいりました。漁船については、大きく分けて、自力で取得する船と、国の補助事業を受けて共同施設として漁協が取得する場合があります。漁船登録の手料は、自力で取得した場合には免除されます。被災漁業者で新たに組織された施設保有漁業組合あるいは生産組合等の法人が取得した共同利用漁船については、漁船登録の手料は免除されないのであります。金額は数千円が多額ではありませんが、同じ被災者であって負担する人としていない人がいる仕組みは、不公平であると考えます。津波の後に被災漁民によって六次産業化を目指して設立された新しい事業に挑戦する法人や、被災から救済するための国の補助事業を受けるために組織された漁協は、津波の罹災証明が出ないので減免措置が受けられないというのが、その理由であります。平成二十四年度、制度が廃止されるまで復旧した漁船は四千七百隻、震災前の七割くらいが復活しました。そのうち減免措置を受けられなかった船は二千五百八十九、減免された船は二千百十四隻であります。減免されなかった船の方が多いのであります。共同漁船の利用者である被災漁民は、当然その経費を負担しなければなりません。五年後、自己所有船として譲渡された場合、新たに登録手数料を支払うようにもなります。こうした考え方、やり方は、まさに硬直した行政の姿そのものであります。もっと柔軟な考え方ができないのかと考えます。

被災現場では、こうした硬直化した行政執行が散見されます。被災者に寄り添った県政運営が知事の方針と認識しております。減免措置は、二十四年度、七割程度が取得された時点で廃止されており、早過ぎます。改善を求めるものでありますが、いかがでしょうか。

各漁港の護岸工事が進み、今年になってホヤも生産され、カキの出荷も順調になり、アワビの開口もありました。港には徐々にではありますが活気が戻りつつあることは、喜ばしいことであります。しかし、工事が進めば

進んだで、また新たな問題も生じております。最近新しくでき上がった岸壁を利用した漁民から、とても使いにくいという話が再三にわたりありました。岸壁の高さが高過ぎて、干潮時など、漁船の乗りおりが容易ではないとのことであります。このことについては常任委員会で質疑しましたが、高くなった理由は、さきの地震で地盤沈下した海底が隆起していることが原因ではないかということでありました。既に二十数センチ隆起していることが確認されていることであります。大震災では、海岸は八十センチから百二十センチ沈下したと言われているとおりです。すぐ戻るといふ学者もいましたが、正確なことはわかりません。少々の違いであれば、階段を設置するなどに対応できると考えられますが、一メートルとなると、せっかく直した漁港の機能は大きく損なわれます。浮桟橋が必要になるかもしれません。対応について伺います。これから建設される海岸防潮堤に影響はないのでしょうか。科学的知見により変化をしっかりと注視し、見通しを明らかにしていく必要もあります。地盤沈下と隆起について、県の対応を伺うものであります。

海岸は、担当省庁により、漁港海岸や農地海岸などに区分されております。以前は、海岸の管理者は、それぞれ主務大臣、国でありましたが、現在は、第一種漁港の市町村長を除いて、すべて県知事になっております。管理者が知事に集約されたにもかかわらず、海岸を管理する県の組織は、従来の国の組織や事業の枠組みに沿った縦割り組織のまま事業を執行してまいりました。今回の津波でほとんどの海外施設は破壊され、気仙沼市では、復旧が必要な箇所は約九十にも及びます。海岸は、それぞれ所管に分かれており、災害査定は同じような施設が隣り合っている場合、規模が大きくても小さくても、それぞれの所管が別々にチームを組み、自分の所管する箇所だけの作業をします。大勢の職員が同じような作業に別々に従事しているのであります。査定もそうであります。地域における事業説明でも、それぞれの担当の出席があるので、三十から四十名の職員が出席することも珍しくありません。通常それぞれが連携して仕事を進めることもなく、工事の発注もそれぞれの発注なので、管理する職員の数も多くなります。膨大な事業をスムーズにこなすことのできない、極めて非効率的な組織であると考えます。復興事業のあり方を見て、効率的な事業執行のための行政改革、組織改編の必要性を痛感しました。静岡県では、平成十年度から、全国の自治体に先駆けて課を廃止して、目的別の小規模の室を設置し、平成十九年度からは、施策実施部門を目的別に大きくくりして、部のレベルでも目的指向型の組織に再編しております。このうち、交通基盤部においては、結果的に、公共工事部門の一定程度の集約化が実現されたものと考えられます。佐賀県においては、供給者の視点から、生活者、消費者の視点への転換のもと、県民ニーズや新たな行政課題に

対応しながら、県民の満足度を高めることを目的に、平成十六年度に、従来の縦割り部局を廃止し、六つの本部から成る横割り行政に移行しました。従来の組織横断的な課題にワンストップの対応を可能にすることで、一定の評価を得ておるようであります。このうち、県土づくり本部では、公共事業の施工部門の一定程度の集約化が実現されているようであります。

公共事業のあり方について、行政改革、組織再編について知事の所見を求めます。

原則原状復旧の災害復旧工事も幾つかの課題を残しております。一つは、大規模な公共事業には欠かせない環境アセスや大規模事業評価がなされないということであり、同じものをつくることが原則でありますから、当然と言えば当然のことですが、海岸防潮堤のように従来の施設とは全く違う形態、膨大な事業費であっても、災害復旧工事として取り扱われたことでもあります。改善を求めますが、知事の考えはどうでしょうか。原状復旧の工事のあり方、考え方についても伺いたいと思います。

気仙沼市の中島海岸の海岸防潮堤の建設によって、周辺に生息する百種以上の生物の絶滅を心配する声も依然としてあります。せめて工事を始める前に、現状の調査と防潮堤の建設が実際にどういった影響を与えたかを検証していくことも大切な行政責任であろうと考えますが、いかがでしょうか。

原状復旧が前提のため、詳細設計もなく発注された漁港工事では、海底地盤の変化により、予定より多くの資材を必要としたり設計のやり直しを余儀なくされた漁港が多くあります。工事の中止、再入札が相次ぎ、結果的に工期の大幅なおくれ、大幅な工事費の増額を余儀なくされました。工事を急ぐための措置がかえって工事をおくらせているのであります。着手率何%と、工事の進捗をおくれているのではないと表明してはいますが、一括しての大量の工事発注も、かえって資材不足、人手不足に拍車をかけているのではないのでしょうか。工事をおくらせているのではと考えます。一者入札もふえ、工事費が高どまりになっております。これは全体工事を統括する、そして調整する仕組みがないからであると考えます。知事は、現状をどう把握しておりますか。

震災で大きな被害を受けた気仙沼線、大船渡線は、震災から三年八カ月たっても、いまだ復旧の見通しが立っておりません。地域では、通学、通院の交通手段の確保や観光等の振興に必要不可欠と、鉄道での復旧を求めています。JR東日本では、鉄道の復旧費用として、JR気仙沼線で七百億円、JR大船渡線で約四百億円の概算工事費を提示し、このうち、通常の復旧費用を超える気仙沼線で四百億円、大船渡線で二百七十億円の掛かり増し費用として公的

な支援を求めております。この件に関し、沿線市町は、国に対して財政支援を要請しております。国は、黒字会社への復旧支援は行わない姿勢を変えず、具体の支援策は全く示されておりません。気仙沼市は、国への働きかけを続けながら、現在行われている JR東日本、国、県、沿線自治体の課長級による協議会を首長クラスの会議に格上げするとともに、作業部会を設置するなどして、協議の進展と意思決定の迅速化を図ることを要望しております。県の仲介を求めますが、いかがでしょうか。

現在、JR東日本は、盛一気仙沼一本吉一柳津間を鉄道復旧の検討と並行して、できるだけスピーディーに安全で便利な高速輸送サービスを提供できるよう、BRTの運行の充実を図っています。最近では、浸水しなかった残存している線路も撤去して、専用道路を延伸させています。既成事実を積み重ねていく作戦のようであり、まだ使える線路の撤去作業を見ていて、このままでいいのかと考えました。関連情報を調査して目にとまったのが、いわゆるデュアル・モード・ビークル、DMVであります。初めて耳にした言葉であります。これは列車が走るための軌道と自動車が行くための道路の双方を走ることができ、車両のことを言います。利用の少ない鉄道路線のコストを削減するため、JR北海道が日本除雪機製作所と共同開発で進めてまいりました。同じコンセプトの車両は、欧米数カ国でも開発、研究が盛んで進んでいるようであり、技術開発で、鉄路から道路への走行モードの切りかえがわずか十秒で可能だそうであります。車両同士の連結により一車両当たりの定員数の少なさを補い、運行管理にはGPSが活用され、最小限の設備投資で路線の拡張が行われると、地方ローカル線や路面電車への導入が各地で検討されています。DMVとは無関係の事故が多発したJR北海道は、経営体質の改善に集中するため、導入を断念したようであり、岐阜県の明知鉄道、徳島県、高知県のJR四国では、実証試験を行い、導入を検討しているようであります。高知県では、既に導入事業補助金を交付するための要綱を定めておるようであります。このシステムの導入も検討しながら協議を急ぐべきと考えます。気仙沼線に對する認識と今後の対応について伺うものであります。

私は平成七年に県議会議員に当選しました。それまで生きてきた世界と全く違う異次元の世界に戸惑うことが多かった日々でありましたが、よき先輩、同僚議員に恵まれ、地方議会の議員の仕事は、それぞれの地域、県政の課題に取り組み、その振興に努めることはもちろんのこと、理念、目標は、地方自治の確立、自立した市民社会の構築だと教わりました。その後、さまざまな議会改革に携わり、他県の動向などを知るにつれ、この国のか

たちを変える道州制の導入こそ究極の行政改革ではないかと考えるようになりました。当時の浅野知事に対して再三この議場から道州制への積極的な取り組みを求めましたが、一向に関心を示してもらえませんでした。浅野知事が退き、村井知事が当選したのは、平成十七年の秋であります。当選後の知事の初議会で私が取り上げた質疑の一つが道州制でありました。ちょうど明日の日付、十二月九日のことであります。強力なりーダーシップを発揮して道州制の実現に取り組むよう求めた私の質問に対し、知事は極めて前向きな積極的な取り組みを表明したのであります。その答弁を聞きながら、やっぱり村井知事でよかったですと、当時は確信したのであります。再質問に立った私は、議事録を確認すると、道州制に関しては村井知事によってやっと扉が大きく開いた。これで宮城県も新しい時代に向かっていけると話しておりました。更に、その答弁に対して、満額回答であると、何と知事の姿勢を絶賛しているものであります。震災以来、水産特区、海岸防潮堤、防災拠点整備と、知事の強力なりーダーシップに思い悩んできた日々を考えると、ああ一体何ということを書いてしまったのかと、今は思うのであります。知事の強引な手法は、道州制への取り組みでも顕著であります。まず、法律を制定してそれからという方針であります。道州制に関しては、町村会が反対を表明しております。何よりも主役である県民の関心も薄く理解が全く進んでおりません。国のかたち、ありようを変える大改革であります。国民の機運を高め、総意で実現すべきであります。

この件に関連して、只野九十九議員は、去る二月議会で、市町村合併の検証を求めました。県として、市町村合併後の行財政運営及び住民生活への影響などを的確に把握するため、市町村合併の検証をするとの答弁がありました。検証はいつどのように行われるのか、既に実施されているのでしょうか、伺います。

震災が発生してから、各市町には対策本部が設置され、直ちに自衛隊が派遣され、救命救急活動に従事したのであります。市内には多くの孤立世帯を抱えた気仙沼市では、混乱の中の救命救急は困難をきわめました。合併がなければ、旧町ごとに対策本部が設置され、自衛隊も市町それぞれに派遣されたのではないのでしょうか。今回よりも少し行き届いた救命救急活動が行われたのではないのでしょうか。災害発生時の対応に市町村合併がどういった影響があったのかもぜひ検証すべきと考えます。被災直後から被災地では、集落、地域の住民が肩を寄せ合い、支え合い、大勢が生き延びたのであります。その地域の力を守り育てていくことが地域創生の原点であろうと思えます。あらゆる面で何でも集約、大規模化を図ろうとする傾向にあります。個性を個性を発揮できる行政の仕組みこそ大切であります。道州制によって何がどう変わるのか、行政の言葉ではなく、県民

にわかりやすいように丁寧に説明すべきであります。次代を担う子供たちへの教育も必要です。国では、法案の提出も見送られております。震災を体験して、私は、今、道州制に対して懐疑的になっております。知事、いかがでしょう。道州制については、ここで一度立ちどまって、市町村長はもとより、議会、県民一体となって取り組む体制の構築に力を注いではいかがでしょうか。

村井知事の座右の銘は、天命に従って人事を尽くすであるということ、最近わかりました。知事の政治手法の原点がここにあるのでしょうか。人事を尽くして天命を待つとの考え方の違いなどをお聞かせください。

少子化の影響で県内で廃校になった学校は、平成二十二年から五年間で小学校六十一校、中学校十八校に上ります。来年以降も決定しているところで小学校十二校、中学は三校が廃止となります。教育のあり方とは別に、ここでは市町村の貴重な財産である校舎や跡地の有効な利活用について伺います。宿泊施設、医療施設、研究機関、福祉施設など、全国的な例を見ると、その理由は極めて多種多様であります。しかし、さまざまな施設が実現するまでには多くの規制があり、新しく利用できるまで多くの時間が費やされます。手続の簡素化、規制の緩和が求められます。地域創生への事業として活用することも予測されますが、こうした事業の管理は、地方の知事、首長にゆだねるべきと考えます。現状への認識とその対応について所見をお聞かせください。

最後に、気仙沼西高校の校庭について、気仙沼市民の多くがスポーツの振興に大きく貢献する陸上の公式競技場に転用することを望んでおります。県としての対応についてお伺いをして、壇上からの質問を終わります。

(答弁) 村井嘉浩知事

島山和純議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、復旧・復興事業の課題と検証についての御質問にお答えいたします。

初めに、衆議院選の立候補予定者へのアンケート結果による震災の風化についてのお尋ねにお答えをいたします。

立候補予定者に対するアンケート結果におきましては、最優先で取り組むべき課題として、震災復興よりも景気雇用対策や社会保障改革などの回答が多い状況となっております。一方、各政党の政権公約におきましては、それぞれ震災復興についての方向性が明示されており、全国知事会の評価結果からも、復興への関心が薄れては、いないものと考えておりますが、時間の経過とともに風化が進む懸念があることについては、危機意識を持って

いるところであります。震災からの復興に向けては、国会議員を初め国の支援が不可欠なことから、今後とも、震災からの復旧・復興を国の最優先課題として位置づけ推進するよう、あらゆる機会をとらえ訴えてまいります。

次に、集中復興期間に対する県や市町村の現状と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、ことし夏の政府要望に先立ち、平成二十八年度以降、必要となる県と市町村の復興事業とその規模を明らかにし、復興の現状を国に説明をしながら、集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続を強く要望してまいりました。復興大臣からは、これまでの復興事業を総括し、今後のあり方を見直す必要がある旨の発言がなされていることから、現状を更に精査し、国に対し集中復興期間延長の必要性を具体的に説明することにより、その実現を目指してまいります。

次に、海岸管理に係る公共事業のあり方などについての御質問にお答えいたします。

東日本大震災で被災した我が県の復旧・復興については、宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画に基づき、庁内一丸となって取り組んでいるところであります。特に沿岸部の一日も早い復旧・復興を進めるため、震災直後から、国の関係機関や県、市町が参加する宮城県沿岸地域連絡調整会議が設置されるとともに、庁内の関係課で構成する宮城県河川・海岸復興推進会議を組織し、部局横断的に復興まちづくり計画や事業実施に係る調整を行ってきたところであります。また、複数の所管課が関係して事業を実施する場合には、説明会を合同で開催するなど効果的な説明に努めるとともに、地域の方々の負担軽減にも配慮しております。海岸管理に係る公共事業を担う組織体制については、今回の震災への対応を検証するとともに、他県の例を参考としながら、より効果的かつ効率的に公共事業が執行できるように体制の整備を図りつつ、今後とも、各海岸を所管する組織が緊密に連携し、復旧・復興に取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、道州制の取り組みについての御質問にお答えいたします。

初めに、道州制について一度立ちどまり、一体となって取り組む体制を構築すべきとのお尋ねにお答えいたします。

私が考える地方分権型の道州制は、道州については、国が担っている事務権限の移譲を可能な限り受けるとともに、基礎自治体については、都道府県が担っている事務権限を譲り受け、住民に身近な行政分野を総合的に担うものであります。その際には、基礎自治体は、合併に限らず、他の基礎自治体との事務の共同化や、道州への事務の委託など、適切な手法をみずから選択し、それぞれの地域で必要な住民サービスを提供するものと考えて

おります。地方分権の究極の姿である道州制は、現下の国家的な喫緊の課題である人口減少対策や東京一極集中の是正といった地方創生の実現にも資するものでありますが、国のかたちを変える変革であり、できるだけ早く道州制推進基本法を成立させ、地方の代表や有識者などにより構成されます国民会議の場で、基礎自治体のあり方なども含めた具体的な議論を十分に尽くしていくことが必要だと考えております。今後、単なる市町村合併が前提ではないことなど、地方分権型道州制についてしっかりと説明していくとともに、県内での推進体制の構築につきましても、国での議論の推移も見ながら、しっかりと検討してまいります。

次に、私の政治手法の原点と、人事を尽くして天命を待つとの考え方の違いについての御質問にお答えいたします。

私は、常に全体の利益を最優先にして政策判断するよう心がけております。あえて申し上げれば、それが私の政治手法の原点と言えるものと思います。また、私の座右の銘である天命に従って人事を尽くすとは、人間の能力のできる限りのことをしたら、後はあせらず、その結果を天の意思に任せるといふ、人事を尽くして天命を待つという言葉のアレンジしたものであります。私は、人のおの生まれながらにして世の中の役に立てる天命があり、それを自覚し努力することで幸福になれると考え、天命に従って人事を尽くすという言葉は座右の銘にしております。東日本大震災後、私は、この難局からの復興が私に与えられた天命であるということを感じ、懸命に人事を尽くしております。

次に、大綱三点目、統廃合の校舎等の利活用についての御質問のうち、廃校となった校舎等の利活用についてのお尋ねにお答えいたします。

廃校となった校舎等も一つの地域資源であり、それらを最大限活用することは、地方創生を初めとした地域活性化を図る上で重要な視点であると考えております。地方分権改革の一環として、平成二十年度に補助対象財産の財産処分が弾力化されたことにより、学校の統廃合に伴い使用されなくなりました学校施設等が転用され、財産の有効活用が図られる事例が多くあらわれてきており、県内では、平成十四年度以降廃校となった市町村立学校百十六校のうち、ことし五月段階で六十一校が地域交流センター等の施設に転用されております。今後、廃止した学校等公共施設の利用に国の規制などが障害となる場合には、今年度から導入されました地方公共団体への事務・権限の移譲、手続の簡素化、規制緩和等の提案募集方式や、まち・ひと・しごと創生法とともに、さきの国会で成立をいたしました改正地域再生法の国に対する新たな支援措置の提案制度などを積極的に活用するよ

う助言し促してまいります。
私からは、以上でございます。

(答弁) 総務部長 (岡部敦)

大綱一点目、復旧・復興事業の課題と検証についての御質問のうち、私立学校等教育現場正常化促進事業の終了の理由と判断基準についてのお尋ねにお答えいたします。

私立学校等教育現場正常化促進事業は、国からの交付金を活用した震災等緊急雇用大綱事業の一つでございます。この震災等緊急雇用対応事業は、国の実施要領によりまして、平成二十六年度末をもって原則終了することとされておりまして。そうなりました場合には、当該県事業も今年度で終了することとしており、通知は、その旨をお知らせしたものでございます。

次に、国との調整についての御質問にお答えいたします。

県といたしましては、来年度の政府要望におきまして、震災等緊急雇用対応事業の拡充と十分な予算措置について要望してございます。関係省庁においても概算要求を行っているというところから、国での予算措置状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、職を失う人への対応についての御質問にお答えいたします。

当該県事業の委託に際しましては、雇用主であります学校側に対し、雇用した方の正規雇用に向けての研修や雇用に関する情報提供をお願いしているところでございますが、県といたしましても、学校側に対し就業に関する情報提供を行い、就業の場の確保について働きかけてまいります。

次に、県が事業の終了を決めるのは、早計ではないかとの御質問にお答えいたします。

今回の通知につきましては、雇用されている方の求職活動や学校側での来年度の運営体制の準備の必要性などを踏まえまして、早目の通知が必要であると考えたものでございます。また、緊急雇用創出事業に関し来年度実施しない旨の通知を行った事例は、当該事業以外にはございません。

なお、政府予算や制度改正の動向について学校側にも情報提供を行ってまいりますとともに、国の予算措置の状況に応じまして、来年度の事業継続の可否について調整してまいりたいと考えてございます。

次に、手数料等の減免措置終了の取り扱いについての御質問にお答えいたします。

東日本大震災により被害を受けた方々に対する各種手数料などの減免措置につきましては、条例や規則にある減免規定により対応が可能なものを除き、平成二十三年四月に適用日を震災発生日に遡及した上で、その適用期限を平成二十四年三月末日までとする改正を行ったところであり、その後、減免措置継続の必要性を毎年度判断いたしました。必要と認めるものにつきましては一年ずつ延長することとしております。そのため、現時点では、期限が本年度末となっており、復興の進捗状況を踏まえつつ、被災者の経済的負担の軽減や復興の促進などの視点で所管部局と連携調整し、必要と認められるものにつきましては延長する方向で検討してまいります。

次に、大綱二点目、道州制への取り組みについての御質問のうち、市町村合併の検証についてのお尋ねにお答えいたします。

将来の基礎自治体のあり方を展望する上でも、市町村合併の検証は必要であると考えてございます。一方で、合併の効果が十分にあらわれるまでにはある程度の期間が必要でありまして、その一つの目安といたしましては、市町村建設計画の期間である十年が考えられます。しかしながら、検証に当たりましては、東日本大震災の発生により、沿岸部の合併市町において、他の団体から応援職員を受け入れながら復旧・復興に全力で取り組んでいるさなかでありますこと、また、合併市町において建設計画期間を延長できることとなったことなども踏まえた対応が必要であると考えております。そのため、まずは客観的なデータにより得られます分析検討を、ほとんどの合併市町の当初建設計画が終了いたします平成二十七年から始め、合併市町の協力をなすには検証できない部分につきましては、市町の意向をお聞きしながら進めてまいります。また、震災対応における市町村合併の影響につきましても、この中で検証してまいります。

私からは、以上でございます。

(答弁) 震災復興・企画部長(山田義輝)

大綱一点目、復旧・復興事業の課題と検証についての御質問のうち、気仙沼線の復旧について、気仙沼市の国への要望実現に向けて、県に仲介してほしいがどうかとのお尋ねにお答えいたします。

気仙沼線及び大船渡線の復旧については、JR東日本がルート変更などに伴い、現状での復旧に比べ増加する経費に公的支援を求めておりますが、事業費が多額であり、沿線自治体が負担することは困難であることから、

政府要望等において、国の支援を強く要望してまいりました。また、沿岸市町との間で、まちづくりとの調整や当面のＢＲＴの利便性向上などについて情報交換や認識の共有を図りながら、進めているところでもあります。気仙沼市が協議の進展と迅速化のために国に要望している関係者会議を首長級に格上げすることにつきましては、気仙沼市の考えを伺い、沿岸市町とも協議を行った上で必要な対応を検討してまいります。

次に、ＤＭＶの導入も検討しながら鉄道復旧に向けた協議を急ぐべきと思うが、気仙沼線に対する認識と今後の対応についての御質問にお答えいたします。

気仙沼線沿線地域の復興には、生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新しいまちづくりと整合を図り、復旧整備が図られる必要があるものと認識しております。このため県といましては、沿岸市町の意向を踏まえながら、ＪＲ東日本に対し気仙沼線等の早期復旧の要望を続け、また、国に対しても政府要望や宮城県鉄道整備促進期成同盟会の要望活動等を通じて、ＪＲ東日本が求める公的支援について要望を行ってまいりました。今後とも粘り強く取り組んでまいります。

なお、ＢＲＴの利便性向上のために、専用道等の整備が進められておりますが、まちづくりや鉄道復旧の遅延とならないよう、沿岸市町と情報交換を行い、認識の共有を図りながら、ＪＲ東日本との調整を行っております。御提案のありましたＤＭＶにつきましても、開発状況等の情報収集を行いながら、沿岸市町やＪＲ東日本と意見交換を行い、導入の可能性について協議してまいります。

私からは、以上でございます。

（答弁）農林水産部長（吉田祐幸）

大綱一点目、復旧・復興事業の課題と検証についての御質問のうち、手数料等の減免措置についてのお尋ねにお答えいたします。

漁船取得などの手数料の減免措置は、平成二十三、二十四年度の二年間、大震災により壊滅的な被害を受けた漁業者の早期復旧を図るために行った措置であります。一方、施設保有漁業協同組合など震災後に設立された法人は、個人での復旧が困難であることから、安定した経営や圃場事業の導入などを目的として組織化されたものです。このような法人に対しては、不動産取得税や固定資産税などについては、負担が多くなることから減免措置を講じておりますが、手数料については、震災により被害を受けたものではないことから、減免措置が受け

られないことはやむを得ないものと考えております。

次に、減免措置の見直しについてですが、現在、約九割が復旧しており、県内の各地域において漁業が再開され、震災前の生産体制に戻りつつあります。漁業活動が活発化している中、減免措置の再開は困難であります。燃油高騰や魚価安などにより厳しい経営状況にあることから、コスト削減や販売力の強化などの取り組みを推進し、経営の安定化や収益性の高い生産体制の再構築を図られるよう努めてまいります。

次に、地盤隆起に対する漁港の復旧の対応についての御質問にお答えいたします。

岸壁等の復旧に当たっては、工事着手前に地元漁業関係者に復旧高さをお示しした上で工事に着手しておりますが、御指摘のように、干潮時においては高くして使いにくいとの御意見をいただいている漁港もあります。このため、漁業者の安全な昇降が可能となるよう、はしごを設置するなどの方策を進めてきているほか、未着手の箇所については、計画高さを下げるなど、利用者の意見をお聞きしながら対応しております。

なお、浮棧橋については、これまで、松島湾や離島航路など、旅客利用のある港に設置しておりますが、今後とも、利用状況を見きわめながら、必要な対応を図ってまいります。

次に、海岸防潮堤の沈下と隆起への対応についての御質問にお答えいたします。

沈下した地盤の隆起については、現在、国が地震後の地殻変動として発表しております。この資料によると、隆起は牡鹿半島付近で大きく、震源域から遠くなるに従い小さくなる傾向が見られます。また、岩手県沿岸の中央部ではいまだに沈下が続いているなど、今後の地盤変動を予測することは極めて困難であると考えております。このため、防潮堤の建設に当たっては、国が設置した近傍の基準点の高さを用いることとしておりますが、今後とも、地盤の変動を注視し、必要な対応を図ってまいります。

次に、漁港の災害復旧工事全体を統括して調整する仕組みが必要と思うが、現状をどう把握しているのかとの御質問にお答えいたします。

漁港の災害復旧工事については、施設を供用しながら工事を進めていく必要があるため、ロードマップを公表し、それに従って工事を進めているところと見られます。復旧工事に当たっては、配置技術者不足に対応するため、複数施設をまとめて発注するなどの対応を図っております。また、資材不足、作業員不足については、震災により工事が急激に増加し、国、県、市町などの工事が集中して実施されていることが主な要因と考えております。これまで入札契約制度の改善や発注見通しをきめ細かく公表してまいりましたが、今後とも、関係団体等の意見

を参考にしながら応札しやすい環境を整備するほか、契約率も高くなってきていることから、工程管理にも万全を期して、一日も早い復旧を目指してまいります。

私からは、以上でございます。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

大綱一点目、復旧・復興事業の課題と検証についての御質問のうち、防潮堤復旧における環境影響評価などの事業評価についてのお尋ねにお答えいたします。

災害復旧事業は、被災施設を被災前の状況に復旧する、いわゆる原形復旧を基本としておりますが、東日本大震災で被災した防潮堤の復旧に当たりましては、今回の甚大な津波被害を踏まえ、原形復旧にとどまらず、比較的発生頻度の高い津波を対象とした復旧が認められたところでございます。災害復旧事業におきましては、防災上の観点から緊急に事業を行う必要があることから、環境影響評価や大規模事業評価の適用除外となっております。県といたしましては、環境アドバイザー制度を創設し、環境への配慮に対する専門家からの助言を計画に反映するとともに、事業の必要性や効果について地域の方々に丁寧の説明し、復旧を進めてまいります。

次に、中島海岸の防潮堤の復旧に当たりましては、平成二十三年十一月に国と県が設置しました、環境の専門家などで構成する宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会からいただいた、堤防位置の陸側への移動、防災林の復元等の環境配慮に関する意見を計画に取り入れております。また、県では、平成二十四年度から植生、魚類に関する環境調査を実施し、ことし八月には底生動物の調査も実施したところであります。更にことし五月には地域住民による検討ワークショップや学識者による検討会を立ち上げ、河口部の干潟の保全等に関する意見をいただいております。この検討結果を計画に反映することとしております。県といたしましては、こうした一連の調査や検討を踏まえ、工事の着手前、実施中及び終了後の各段階におきましても、専門家から助言をいただきながら、環境に配慮して取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

(答弁) 教育長 (高橋仁)

大綱三点目、統廃合の校舎等の利活用についての御質問のうち、気仙沼西高校の跡地を陸上競技場に転用することについて県の対応はどうかとの御質問にお答えいたします。

現在、気仙沼高校と気仙沼西高校の統合に向け、両校のPTAや同窓会の関係者、本吉地区の教育長、中学校長などをメンバーとした本吉地区統合校基本課題検討会議を設置し、統合校の校名、設置場所、学科構成、校歌などを初めとして、統合後の気仙沼西高校の校舎やグラウンドの活用方法も含めて御意見をいただいているところであります。先月開催された会議の中では、気仙沼西高校のグラウンドについて、四百メートルトラックを備えた陸上競技場として活用できないかという御意見もいただいたところであります。県教育委員会としましては、グラウンドの転用については、校舎の活用との関係もあることから、今後、更に地元関係者と意見交換を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問) 畠山和純

御答弁ありがとうございます。

今の西高校の陸上競技場、国体予選なんかとかインターハイの予選とか、公式な場所がないもんですから、気仙沼ではよそへ行って一関行ってお借りするとか、石巻へ行くとか、そういうことで、なかなかきちっとしたスポーツ振興が図れないということでありますから、ぜひ県としても十分な措置をとられるように重ねて要望しておきます。

それから知事、今の吉田部長の答弁で、漁船の手数料の話。それはそうなんだろうなというふうに思うんですけれども、被災した漁民が組織した法人、組合ですね、それから生産組合。ここには罹災した証明書ができないから支援措置できませんよ。これは常識的にはやむを得ないということでは済まないんじゃないのかなというふうに思うんです。これで片方で個別に取得した方は、さっき私が話しましたように、これは減免措置がありますよということなんです。不公平感というものは、同じ沿岸におかしかないのかなというふうに思っています。きょうは質問で取り上げたわけですが、私の質問なものですから、その辺についてももう一度。

(答弁) 農林水産部長 (吉田祐幸)

登録手数料の御質問でございますが、二十トン未満の漁船の場合に、六千九百円の登録手数料が必要だというものでございます。御質問のありました施設保有漁協の場合でございますが、被災された漁民の方が財源負担大變でございますので、六分の五は国の補助金を受け、残り六分の一につきまして、漁協が漁民の方に五年間のリースを行うというような仕組みで行わさしていただいておりますので、支援効果は高いものと認識しているところでございます。答弁で申し上げたとおり、設立された時期がその後でございますので、そのような取り扱いになったものと考えているものでございます。

(再質問) 島山和純

それは行政の判断だろうけれども、知事、桃ノ浦の人たちも新しく企業体つくるわけですよ。この人たちも漁船登録の免除がないんです。その組織全部で負担している。だけど隣で自力で再生した人は免除になっている。こういうあれがあるんですね。ここは基本的に、今、部長からあったけれども、リース料の経費の中で登録料なんかは負担することになるわけですから、これは当然不公平なことでありますので、ぜひこれは考えていただきたいなというふうに思います。

それで、私立学校の雇用の問題もそうなんだけれども、部長は、いろいろと事業実施の方とのやりとりがあるような話をしてましたけれども、この対象の人に聞いたら、県からの問い合わせは何もないですよ。それで通知がいきなりぼーんと来て、今年度で終わりですよという形されるということですよ。そうすると、知事は、さっきいろいろな事業を精査して、国との調整に入っているという話なんだけれども、現場の調査がなくて、どうやって精査をしているのかなって。それが私の疑問なんですよ。そういったことを事業主体からの調査というものは、これが一番事業の精査になってくるわけです。そのこと一切ないんですよ。そのことをぜひ重ねて、大変な事業量になると思うんだけれども、その辺の説得力がないと、なかなか国の方も継続してくれないと思いますから、これは再度、部長、実際何があったかということをきちっと精査して、その辺はお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

(答弁) 総務部長 (岡部敦)

私立学校の件につきましては、私立学校にかかわるいろんな制度とかを改正する際に、早目早目に教えてほしいというふうな御要望もあったということで、今回、二十六年で終了する事業について、国の方の状況も大変厳しいということで、あらかじめ通知をしたというふうなことでございましたけれども、そういった説明文章については、かなり紋切型で丁寧な説明が足りなかったというふうには承知しているところでございます。事業の実施については、その都度いろいろ御報告もいたしておりますけれども、しっかり今後の需要ということにつきましても事業者の方、学校の方からもお話をお聞きして、今後の調整に生かしてまいりたいというふうに思っております。

(再質問) 畠山和純

しっかり対応してください。特に雇用の問題は、ここで決めちゃうと、次、また移るときに支障を来すことですから、しっかり対応してください。

最後に、組織改編の話、これは実は震災の前から私提案しておったんですけども、公共事業を施行一体化して、これは非常に重要なことだと思っておりますので、前向きな答弁がありましたので、ぜひしっかりと対応してもらいたいと思います。以上で、質問を終わります。